

うんてんめんきょ

運転免許 のこと

○ 車 を 運転するには

にほん くるま うんてん にほん うんてんめんきょしょう じゅねーぶじょうやく こくさいうんてん
日本で 車 を 運転する ためには、日本の 運転 免許 証 か、ジュネーブ条 約 の 国際 運転

めんきょしょう こくさいうんてんめんきょしょう がいこく うんてんめんきょしょう き くに
免許 証 か、国際 運転 免許 証 か、外国の 運転 免許 証 （決められた 国の もの）が

ひつよう
必要です。

がいこく うんてんめんきょしょう ひと しんさ ごうかく にほん うんてん
外国の 運転 免許 証 が ある人は、審査に 合格すれば、日本でも 運転 することが できま
す。

○ 国際運転免許証

じゅねーぶじょうやく こくさいうんてんめんきょしょう ひと にほん うんてん
ジュネーブ条 約 の 国際 運転 免許 証 が ある人は、日本で 運転 することが、できます。

めんきょしょう ゆうこう あいだ にほん き ひ ねんかん うんてん
その 免許 証 が 有効な 間 は、日本に 来た 日から 1年間 運転 することが できます。

ちゅうい じゅねーぶじょうやく か かた こくさいうんてんめんきょしょう ひつよう
注意1：ジュネーブ条 約 の 書き方の 国際 運転 免許 証 が 必要です。

じゅねーぶじょうやく はい くに めんきょしょう か かた
ジュネーブ条 約 に 入っている 国でも 免許 証 の 書き方が ちがうと、

うんてん
運転 することが、できません。

ちゅうい にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげつ いない にほん もど
注意2：日本に 住 民 票 が ある人が、日本を 出て、3カ月以内に 日本に 戻った ときは

ちゅうい うんてん き かん にほん もど ひ
注 意してください。運転 することが できる 期間は 日本に 戻った 日を もとに

かぞ き かん まちが むめんきょうんてん ばあい
数えることは、できません。期間を 間違えると 無免許 運転に なる場合が あります。

くわ けいさつしょ うんてんめんきょ か
詳しいことは、警察 署の 運転 免許 課に きいて ください。

がいこくうんでんめんきょしょう

○ 外国運転免許証

げんざい すいす どいつ ふらんす べるぎー もなこ たいわん うんでんめんきょしょう も ひと
現在、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の 運転免許証 を 持っている 人

めんきょしょう ゆうこう あいだ にほん き ひ ねんかん にほん うんでん
は、その 免許証 が 有効な 間は、日本に 来た 日から、1年間 日本で 運転することがで
きます。

めんきょしょう にほんご ほんやく
免許証 に 日本語の 翻訳を つけてください。

がいこくうんでんめんきょしょう はっこう く に たいしかん りょうじかん にほんじどうしゃれんめい
外国運転免許証 を 発行した国の 大使館や 領事館、または 日本自動車連盟 (JAF) の

ほんやく ひつよう
翻訳が 必要です。

ちゅうい にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげついない にほん もど
注意1：日本に 住民票 が ある人が、日本を 出て、3カ月以内に 日本に 戻ったときは、

ちゅうい くだ にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげついない
注意して 下さい。日本に 住民票 が ある人が、日本を 出て、3カ月以内に

もど とき ちゅうい くだ
戻った時は、注意して下さい。

うんでん きかん にほん もど ひ
運転することが できる 期間は 日本に 戻った日を もとに かぞえることは

きかん まちが むめんきょうんでん
できません。期間を 間違えると 無免許運転に なるかも しれません。

くわ けいさつしよ うんでんめんきょ か き
詳しいことは 警察署の 運転免許課に 聞いてください。

にほん めんきょしょう きりかえ

○ 日本の 免許証 への 切替

がいこくうんでんめんきょしょう にほん うんでんめんきょしょう き か ひつよう
外国運転免許証 は、日本の 運転免許証 に 切り替えを する 必要が あります。

す どうふけん うんでんめんきょせ ん た ー うんでんめんきょしけんじょう い
住んでいる 都道府県の 運転免許センター、運転免許試験 場 などへ 行ってください。

ひょうごけん あかしじどうしゃうんでんめんきょしょう き か おこな
兵庫県では 明石自動車運転免許証 で 切り替えを 行います。

も がいこくうんでんめんきょ ゆうこう きげん す めんきょ き か
持っている 外国運転免許が 有効で あること(期限が 過ぎた 免許は 切り替え

がいこくうんでんめんきょ ごうけい かげついいじょう く に
できません)、外国運転免許を とってから、合計 3ヶ月以上 その国に いたことを

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

しょうめい ひつよう
証 明 する 必要が あります。

ひょうごけんけい ほーむぺーじ
兵 庫 県 警 の ホーム ページ

https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/qanda/6traffic/index49_en.htm

ひつよう しょうい
(1) 必要 な 書類

しょうい くわ うんでんめんきょせんたー うんでんしけんじょう き
書類 と 詳しい こと に ついては、運 転 免 許 センター、運 転 試 験 場 に 聞 いて ください。

もう こ にほん めんきょしょう
(2) 申し込んだ あと、日本 の 免 許 証 が もらえるまで

じゅんじょ
ふつう、つぎの 順 序 です。

にほん うんでんめんきょしょう か もう こ
(1) 日本 の 運 転 免 許 証 に 変 える 申し込 みを し ます。

しつもん しょういしんさ
(2) 質 問 と、書 類 審 査 が あり ます。

こうつうじこ き こた
・ 交 通 事 故 を お こ し た こ と が な い か な ど、聞 か れ た ら、答 え ます。

も しょうい かかり ひと たし
・ 持 っ て き た 書 類 を 係 の 人 が 確 か め ます。

てきせいしけん う
(3) 適 性 試 験 を 受 け ます。

しりよく
視 力 な ど を は か り ます。

ちしきしけん う
(4) 知 識 試 験 を 受 け ます。

こうつう きそく し しけん う
交 通 の 規 則 に つ い て 知 っ て い る か ど う か の 試 験 を 受 け ます。

ぎのうしけん う
(5) 技 能 試 験 を 受 け ます。

うんでん しけん
運 転 す る 試 験 で す。

にほん うんでんめんきょしょう
(6) 日本 の 運 転 免 許 証 が もらえ ます。

ちゅうい ぎのうしけん う ひ ごうかく き
注 意 技能試験を 受ける日は (1)、(2)、(3)、(4) に合格したあとで、決まります。

○ 運転免許証の 有効期限

あた 新 しく とった 日本 の 免許 証 は、免許 証 の 試験 を 受けた 日から 3 回目 の 誕生日
の 1 ヶ月 後まで、有効 です。

その あとは 3 年 か、5 年 に 1 回 免許 証 を 新 しく します。(更 新 手 続 き という もの です)

てつづ 手 続 きを し ないと、免許 証 が な くなります。免許 証 に 書 いてある 有効 期限 を

よく み てください。わす 忘 れ ないで てつづ 手 続 きを し てください。

○ 住 所 が 変 わ っ た と き は

じゅうしょ か めんきょしょう か じゅうしょ あたら じゅうしょ か
住 所 が 変 わ っ た と き は、 免許 証 に 書 いてある 住 所 を 新 しい 住 所 に 変 える

ひつよう 必要 が あります。うんてんめんきょしょう あたら じゅうしょ しょうめい じゅうみんひょう
必 要 が あります。運 転 免許 証 と、新 しい 住 所 を 証 明 する もの (= 住 民 票 と

いい ます) を も っ て、県 内 の けいさつしよ うんてんめんきょせんたー てつづ
い い ます) を も っ て、県 内 の 警 察 署 か、運 転 免許 センター な どで、手 続 きを し て くだ さ

○ 運転免許の 停止や 取り消し

うんてんめんきょ てんすう いはん じこ おこした ひと てんすう
運 転 免許 に は 点 数 が あります。違 反 や 事 故 を 起 こ した 人 に 点 数 を つ け ます。

じこ 事 故 を お こ した り、しんごう まも しんごうむし てん
事 故 を お こ した り、信 号 を 守 ら な かつ た り (= 信 号 無 視 と い い ます) す る と、そ の た び に 点

すう ふ き てんすう ふ ひと うんてん きんし とく さけ の
数 が 増 え ます。決 ま っ た 点 数 ま で 増 え た 人 は、運 転 が 禁 止 さ れ ます。特 に 酒 を 飲 ん で

うんてん しゅきお うんてん じこ お に
運 転 す る こ と (= 酒 気 帯 び 運 転 と い い ます)、事 故 を 起 こ し て 逃 げ る こ と

に まやく きけん うんてん きび ばつ
(= ひ き 逃 げ と い い ます)、麻 薬 の せ い で 危 険 な 運 転 を す る こ と に は、厳 しい 罰 が あ り ま

かい いはん めんきょ と け じこ お ひと し
す。1 回 の 違 反 で 免許 を 取 り 消 す こ と が あ り ます。事 故 を 起 こ し て 人 を 死 な せ た り、

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

けがを させたり したときは、交 通 刑 務 所 に ^{こうつうけいむしょ} ^{はい} 入 る こ と も あ り ま す。

^{ひょうごけんけいさつ}
(兵 庫 県 警 察) <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/index.htm>

※ ^{くわ} 詳 しい こ と は、 ^{にほん} ^ご 日 本 語 が ^{ひと} わ か る 人 と ^{いっしょ} ^き 一 緒 に 聞 い て く だ さ い。